

事務連絡
令和6年2月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の正誤について（その2）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の正誤について（令和6年1月31日付け厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）」にて、官報正誤（予定）の内容についてお知らせしたところですが、今般、最終確認を行い、官報正誤を行う事項を追加することとしました。

改正省令の一部が施行される令和6年4月1日までには、官報正誤が行われる予定ですが、追加分も含めた官報正誤の内容は別紙のとおりとなりますので、貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。